

南富良野町公告第6号

南富良野町財務規則（平成20年南富良野町規則第16号）第98条の規定に基づき、地域限定型一般競争入札について次のとおり公告する。

令和3年5月18日

南富良野町長 池部 彰

1 入札に付する工事の内容

- (1) 工事名 道の駅を核としたまちの賑わい拠点施設整備に伴う電気設備工事
- (2) 工事場所 空知郡南富良野町字幾寅 687 番地 1
- (3) 工事概要 別途見積用設計図書等による。
- (4) 工期 契約締結の日の翌日から令和4年3月22日まで
- (5) 予定価格 事後公表とする
- (6) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で入札を行うこと。

2 入札参加資格

次の資格要件をすべて満たす2社による特定建設工事共同企業体の共同施工方式とし、結成にあたっては構成員が自主的に結成するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体の代表者は、旭川市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町に本店を有する建設業法第3条の規定による電気工事業の特定建設業の許可を受けている者で、南富良野町における令和3・4年度の入札参加資格がA等級に格付けされている者。
- (2) 代表者以外の構成員は、旭川市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町に本店を有する建設業法第3条の規定による電気工事業の特定建設業又は、一般建設業の許可を受けている者で、南富良野町における令和3・4年度の入札参加資格がB等級以上に格付けされている者。
- (3) 代表者の出資比率が構成員中最大であり、かつ構成員の最小比率は30%以上とする。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規程に該当しない者であること。
- (5) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、南富良野町競争入札参加資格者指名停止事務処理規程に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。

- (7) 建設業法第26条に規定する監理技術者または、国家資格を有する主任技術者を選任で配置できること。
- (8) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一の入札に参加していないこと。
- ① 資本関係
    - a 親会社と子会社の関係にある場合
    - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - ② 人的関係
    - a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - ③ その他
    - ①、②と同視し得る特定関係があると認められる場合
- (9) 特定建設工事共同企業体の代表者は、平成20年度以降に官公庁または民間発注工事において7,000万円以上の同種工事を、元請として施工し完了した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績の場合は出資比率が20%以上のものに限る。)
- (10) 特定建設工事共同企業体の構成員は、平成20年度以降に官公庁または民間発注工事において3,500万円以上の同種工事を、元請として施工し完了した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績の場合は出資比率が20%以上のものに限る。)

### 3 入札参加資格の審査に必要な申請書等の提出期間等

この地域限定型一般競争入札に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書及び資料を提出し、町長から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者または、入札参加資格がないと認められた者は、この地域限定型一般競争入札に参加することができない。

#### (1) 提出書類

- ① 地域限定型一般競争入札参加資格審査申請書（南富良野町地域限定型一般競争入札実施要綱（平成25年5月24日制定。以下「要綱」という。）様式1）
- ② 資本関係・人的関係調書（要綱様式2）
- ③ 配置予定技術者調書（要綱様式3）
- ④ 類似工事施工実績調書（要綱様式4）
- ⑤ 建設工事入札参加資格申請書（特定建設工事共同企業体）（要綱様式5）
- ⑥ 特定建設工事共同企業体協定書（要綱様式6）

なお、申請書類は、南富良野町建設課において公告の日から無償で配付するほか、南富良野町行政ホームページからもダウンロードすることができる。

<http://town.minamifurano.hokkaido.jp//>

#### (2) 提出期間

令和3年5月18日（火）から令和3年6月1日（火）までの休日を除く、午前8時3

0分から午後5時15分まで。

(3) 提出場所

〒079-2402

空知郡南富良野町字幾寅

南富良野町役場 建設課建築係

電話 0167-52-2179 (課直通) FAX 0167-52-2225

(4) 提出方法

持参による。(郵送又はファクシミリ等によるものは受け付けない。)

(5) 入札参加資格審査の結果については、令和3年6月3日(木)までに通知する(要綱様式7)。なお、この通知は、入札時に使用するもので保管しておくこと。

4 入札参加資格がないと認めた者への理由の説明

(1) 入札参加資格がないと通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。この場合、令和3年6月9日(水)までに町長(提出先 建設課)に対し、書面で持参により提出するものとし、持参以外(郵送、ファクシミリ等)による提出は受け付けない。

(2) (1)の説明を求めた者に対し令和3年6月11日(金)までに書面(要綱様式8)により回答する。

5 見積用設計図書を配付する期間及び場所

(1) 期間

令和3年5月18日(火)から令和3年6月14日(月)までの休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 場所

3(3)に同じ。

6 設計図書に対する質問

(1) 提出方法

書面により持参、郵送又はファクシミリにより提出を受け付ける。

(2) 提出先及び期限

3(3)へ入札日の5日前(5日前が休日に当たる場合は、前開庁日)までに提出すること。

(3) 質問への回答

質問者に対しては、書面によりファクシミリ等で回答する。なお、質問に対する回答書は、入札日の前日までの休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで、3(3)の場所において閲覧に供するとともに、南富良野町ホームページに掲載する。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和3年6月15日(火) 10時00分

(2) 入札及び開札の場所

南富良野町役場2階大会議室

(3) 入札方法

① 入札書、3(5)の要綱様式7を持参すること。(郵便等による入札は認めない。)

② 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 契約事項を示す場所

3（3）の場所で閲覧に供する。

9 工事費内訳書の提出 提出を要する。

10 契約書

（1） 契約書の作成を要する。

（2） 本工事は、議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例の規程により南富良野町議会の議決に付さなければならない工事であるため、議会の議決を得た後に本契約を締結する。

11 入札保証金及び契約保証金

（1） 入札保証金 免除する。

（2） 契約保証金 免除する。

12 支払条件

（1） 前金払 契約金額の4割以内に相当する額を行う。

（2） 中間前金払 契約金額の2割以内に相当する額を行う。

（3） 部分払 3回以内行う。（中間前金払か部分払のどちらか選択）

13 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又はその他必要な書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

14 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事の入札を延期又は中止することがある。また、入札執行の際、入札者が1人以下の場合は、入札を中止する。

15 最低制限価格の設定

最低制限価格を設定している。（最低制限価格を下回った場合は、落札者とししない。）

16 その他

（1） 入札参加者は、南富良野町財務規則、入札心得その他関係法令を遵守すること。

（2） 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、南富良野町競争入札参加者指名停止事務処理規程に基づく指名停止を行うことがある。

17 問い合わせ先

3（3）に同じ。